

令和6年度東京都指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ） (令和6年5月1日から令和7年3月31日まで)

1 背景及び目的

多摩地域のニホンジカは、平成初頭には奥多摩の山地を中心に分布していたが、以降、東へ南へと分布拡大し、現在の生息頭数は約3,800頭と考えられる。

とりわけ、雲取山一帯など高標高域におけるシカの採食圧は長期に及んでおり、森林生態系に深刻な影響を与えている。また、高尾山一帯においては、従来の管理区域外であった中央自動車道南側でも近年ニホンジカの確認が増加しており、定着拡大とともに貴重な植生への影響が強く懸念されている。さらに、檜原村稜線部は都県境及び市町村境に位置し捕獲圧がかかりにくく、自然環境に対しシカの長期的な影響を受け続けている。

このため、ニホンジカの個体数管理を行って東京の森林生態系の回復・保全を図ることを目的として、第6期東京都第二種シカ管理計画に基づき、令和6年度東京都指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する。

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況、生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等) 及び被害状況(農林水産業、生態系、生活環境等)を勘査して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

| 実施区域名 | 実施期間 |
|--------|--------------------|
| 雲取山一帯 | 令和6年5月1日～令和7年3月31日 |
| 高尾山一帯 | 令和6年5月1日～令和7年3月31日 |
| 檜原村稜線部 | 令和6年5月1日～令和7年3月31日 |

(注) 原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

| 実施区域名 | 住所等 | 選定理由 | 他法令 |
|-------|------------------|-------------------|---------------------|
| 雲取山一帯 | 西多摩郡奥多摩町 大字日原 | 国立公園の自然植生を回復させるため | 秩父多摩甲斐国立公園、奥多摩鳥獣保護区 |

| | | | |
|--------|---|--|--|
| 高尾山一帯 | 八王子市上恩方町、下恩方町、高尾町、裏高尾町、元八王子町三丁目、南浅川町、西浅川町、初沢町、廿里町地内 | ニホンジカの生息拡大分布域の最前線であり、高密度化及び定着拡大を防ぐとともに、国定公園等の自然植生を保全するため | 明治の森高尾国定公園、都立高尾陣場自然公園、高尾鳥獣保護区、林野庁所管国有林 |
| 檜原村稜線部 | 西多摩郡檜原村本宿、数馬、人里、南郷地内 | 長期的にニホンジカの影響を受け続けている自然環境に対し、植生の回復を目指すため | 秩父多摩甲斐国立公園、三頭山鳥獣保護区、桧原南部都自然環境保全地域 |

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
 4 他法冷等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

| 実施区域名 | 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 | |
|--------|----------------|------|
| 雲取山一帯 | 捕獲頭数 | 43 頭 |
| 高尾山一帯 | 捕獲頭数 | 10 頭 |
| 檜原村稜線部 | 捕獲頭数 | 45 頭 |
| 合計 | 捕獲頭数 | 98 頭 |

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数值を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

| 実施区域名 | 使用する猟法 | 捕獲等の規模 |
|--------|---|----------------------------|
| 雲取山一帯 | 銃猟（忍び猟及び待ち伏せ猟） ※銃猟においては原則として非鉛製銃弾を使用するものとする。 ※ライフル銃についても使用可とする。 | 60 日間程度 (120 人日程度) |
| 高尾山一帯 | わな猟（くくりわな） | 75 日間程度 (誘引含め 150 人日程度) |
| 檜原村稜線部 | 銃猟（忍び猟及び待ち伏せ猟） ※銃猟においては原則として非鉛製銃弾を使用するものとする。 ※ライフル銃についても使用可とする。 | 60 日間程度 (120 人日程度) |

(注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟

等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者にライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。また、銃猟にあっては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

② 作業手順

【関係者との調整】

受託者は、地域住民、関係行政機関、農林業団体、地区猟友会、その他関係団体等相互の連携を密にし、事業を実施する。

【捕獲等の実施】

認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、捕獲等を実施する。

【安全管理】

受託者は、捕獲作業における指揮命令系統図、緊急連絡網及び事故対応マニュアルを整備する。

捕獲従事者は、猟野において目立つ色のベスト及び帽子等を着用する。

【捕獲等をした個体の回収・処分方法】

捕獲個体については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）その他の法令に違反することがないよう適切に処理する。原則として、捕獲個体の処分は雲取山一帯及び檜原村稜線部では現地にて埋設、高尾山一帯では搬出の上廃棄物として処分場へ搬入する。

【錯誤捕獲への対応方針】

原則としてわな猟は高尾山一帯において実施するものとし、錯誤捕獲があった場合は受託者等が適切に処理する。

【捕獲情報の収集、評価等】

受託者から捕獲個体の捕獲場所・性別・体長等、捕獲に要した人工数やわな数、行動中に確認したシカ個体数、行動記録や天候等の情報を収集し、専門家等の意見を踏まえ、事業の評価を行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業の実施主体】

東京都

【事業の実施形態】

委託

【委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者、又は法人であつて認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められるもの。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直當で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

銃による捕獲を行う場合には、捕獲場所周辺に「ニホンジカ指定管理鳥獣捕獲等事業（猟銃使用）実施中」等の看板等を設置する。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

静穏の保持を目的として指定された特定猟具使用禁止区域（銃）内における事業は実施しない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法その他の関係法令を遵守するものとする。

(2) 事業において配慮すべき事項

捕獲に伴う事故の防止に万全を尽くすものとする。

(3) 地域社会への配慮

ハイカーや登山者向けに、捕獲場所に通じる林道や主要なハイキングルートの入口等に「ニホンジカ指定管理鳥獣捕獲等事業実施中」等の看板等を設置するとともに、ビジターセンター等において捕獲事業の周知を行う。

○実施区域図

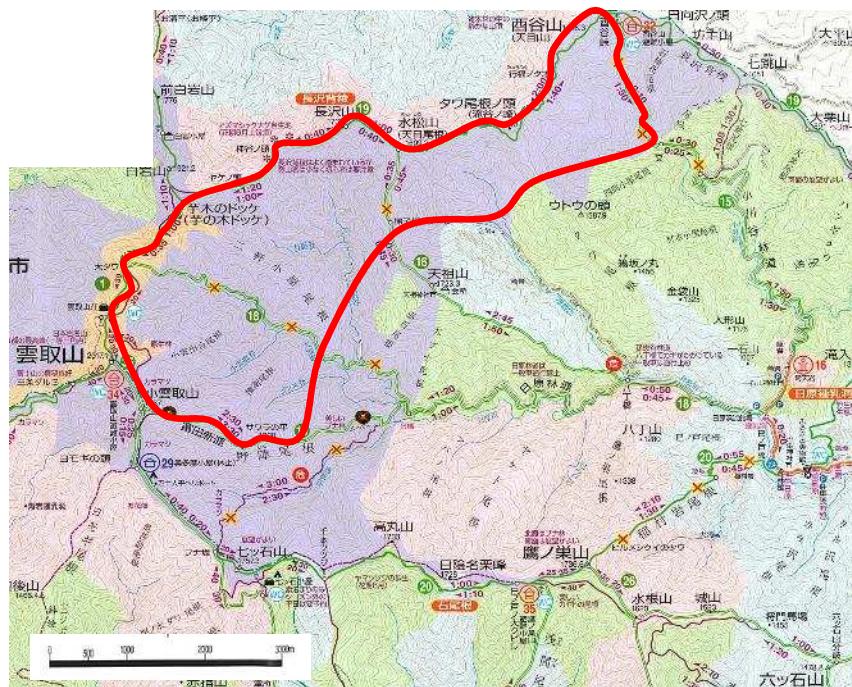


図1 雲取山一帯

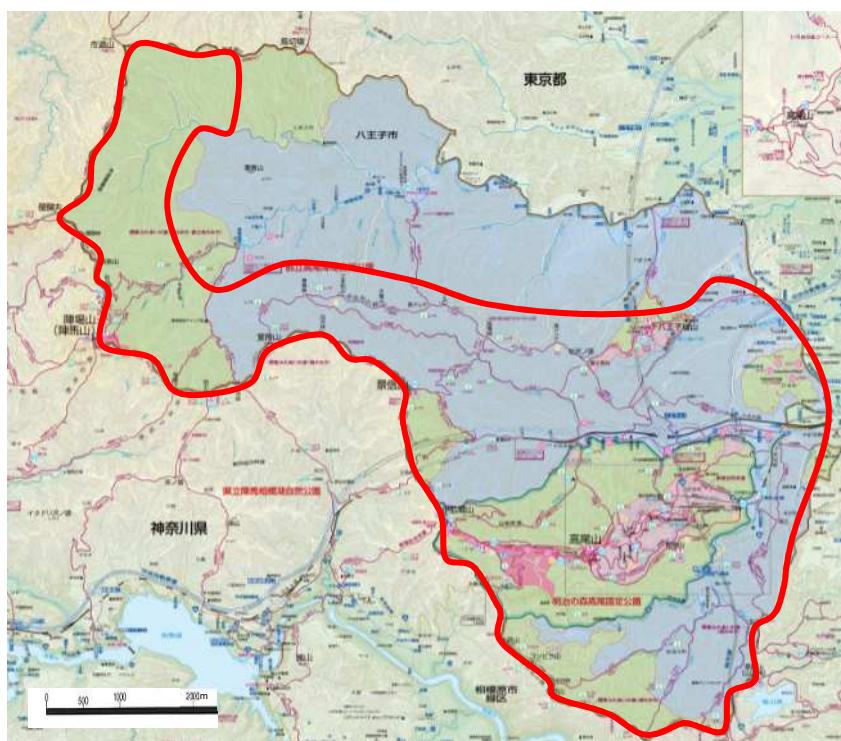


図2 高尾山一帯

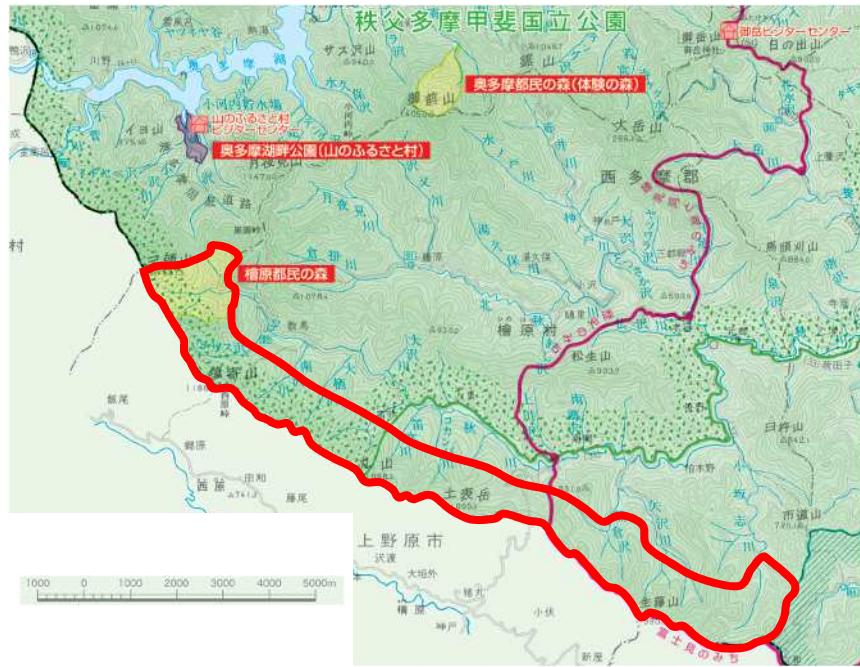


図3 檜原村稜線部